

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

(宛先) 金沢市農業委員会長

平成 27 年 4 月 1 日

譲渡人氏名 **農地 豊作** (印)

譲受人氏名 **田畑 耕作** (印)

下記によって転用のための農地（採草放牧地）の権利を設定移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1. 当事者の氏名、住所及び職業

当事者の別	氏 名	住 所	職 業
譲 渡 人	農地 豊作	金沢市広坂1丁目1-1	農業
譲 受 人	田畑 耕作	金沢市〇〇1丁目2-3	会社員

2. 土地の所在、地番、地目、面積並びに所有者及び耕作者の氏名

土地の所在	地番	地 目		面積(m ²)	所有者氏名	耕 作 者	
		台帳	現況			氏 名	住 所
広坂1丁目	56	田	田	500	農地 豊作	農地 豊作	金沢市広坂1丁目1-1
"	109	畑	畑	300	"	"	"
【区画整理中の場合】							
〇〇3丁目	100	田	田	300	農地 豊作	農地 豊作	金沢市広坂1丁目1-1
(△△土地区画整理地2街区3番 150m ²)							
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 区画整理中の場合は、仮換地後の地番、面積を括弧書きで記載してください。 </div>							
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 区画整理中の場合は、仮換地後の面積の合計を記載してください。 </div>							
計				950	m ²	(田 650 m ² 畑 300 m ²)	

3. 権利を設定、移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定 移転の別	権 利 の 設 定、 移 転 の 時 期	権 利 の 存 続 期 間	その他
所有権	設 定 移 転	平成 27 年 4 月 20 日	自平成 27 年 4 月 20 日	
		平成 27 年 4 月 20 日	至平成 年 永久 月 日	

4. 転用計画

転用の目的	建設予定地			開発許可を要しない 転用行為にあっては 都市計画法第29条 の該当号	
	駐車場				
転用の時期	(着工時期)	平成 27 年	5 月 10 日		
	(完了時期)	平成 27 年	5 月 31 日		
転用の目的 に係る事業 又は施設の 概要	事業又は施設の種類	同左数量	同左面積 (m ²)	この事業または施設に係る取水排水施設等	
	取水関係	1	800	予 定 地 点	
				取 水 方 法	
				取 水 日 量 (m ³)	
	排水関係			排 水 地 点	
				廃 水 処 理 方 法	
排 水 日 量 (m ³)					

5. 転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

特になし

(注意事項)

(1) 届 出 手 続

(ア) 市街化区域内の農地又は採草放牧地について転用の目的で権利を設定し、又は移転しようとするものは、この届出書を農業委員会に提出しなければならない。この場合、農業委員会に対しては、その届出に係る権利を取得しようとする日前であって、かつその取得しようとする権利に係る農地又は採草放牧地を転用する行為に着手しようとする前に届出書を提出しなければならない。

(イ) 届出書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (I) 土地の位置を示す公図及び見取図の写し 各1通 (ただし、(IV)の仮換地証明書を添付する場合は不要)
- (II) 土地登記事項証明書(全部事項証明書) 1通
- (III) 届出に係る土地が賃貸借の目的になっている場合は、「合意解約に伴う法第18条6項の規定による通知書」及び「契約書」 各1通
- (IV) 届出に係る農地が土地区画整理事業の区域内にある場合は、その土地区画整理組合が発行する仮換地証明書
- (V) 譲渡人の現住所が登記事項証明書記載の住所と異なる場合は、住民票又は住居表示変更通知書等
(登記事項証明書記載の住所から現在の住所までの履歴の確認できるもの)
- (VI) 譲受人の住民票、法人の場合は法人登記簿謄本(または登記事項証明書) 1通

(2) 記 載 上 の 注 意

- (ア) 譲渡人が二人以上である場合には別紙を添付する。
- (イ) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者氏名を、「住所」欄には、その主たる事務所の所在地を「職業」欄には、その業務の内容をそれぞれ記載する。